

原子力損害賠償請求に関する行政書士会及び会員の対応について

日本行政書士会連合会

会長 北山孝次

東日本大震災発生以降、日行連及び関係単位会では様々な取り組みを進めて参りました。去る 10 月 12 日には福島県郡山市に「日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所」を開設し、原子力損害賠償請求などについて、地元被災者を中心に相談に応じております。

また、新聞でも報じられたように（資料 1）、原子力損害賠償支援機構のもとにつくる「訪問相談チーム」及び同機構の福島事務所（郡山市）と東京本部へ会員を配置（資料 2）することとし、関係単位会のご協力を得て、支援活動の準備を進めてまいりました。

そして「訪問相談チーム」は早速 10 月 31 日から福島市、南相馬市、二本松市の仮設住宅の集会所等に赴き、相談活動に入りました。

一方、福島県民の県外避難は依然として続いており、福島県の発表（資料 3）によると約 57,000 人の県民が東日本を中心に他の都道府県に避難しております。

このような環境下、原子力損害賠償請求に関しては避難先の単位会への照会が想定されます。また、福島県内、県外を問わず会員が請求関係業務に取り組むということも出てきております。新聞等で報じられているとおり、請求パターンは個人用 2 種、法人用 10 種でその内容は多岐、膨大なものです。

日行連としては、原子力損害賠償請求作成支援に際して、被災者の立場に立って、被災者救済を念頭に置いて、親身に、親切に、寄り添った対応を図ることとしております。会員の業務受託においても社会貢献を第一義に考え対応すべきと考えます。

つきましては、日行連としての考え方を下記にお示いたします。

記

1 被災者から単位会への照会での対応について

被災者から単位会に照会があった場合は、「日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所」を含め、以下の関係機関をご案内願います。

○日本行政書士会連合会被災者相談センター福島事務所

- ・電話番号：0800-800-3200
- ・受付時間：午前 10 時から午後 4 時（毎週月曜日及び年末年始を除く）

○行政書士会災害相談センター（東京）

- ・電話番号：0120-166-601
- ・受付時間：午前 10 時から午後 4 時（祝・祭日を除く）

○原子力損害賠償支援機構 <http://www.ndf.go.jp/>

・原子力損害賠償に関する電話相談 <http://www.ndf.go.jp/press/at2011/20111028.html>

電話番号：0120-01-3814

受付時間：午前 10 時から午後 5 時（土日祝日を含む）

○東京電力 <http://www.tepco.co.jp/index-j.html>

・福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話番号：0120-926-404

受付時間：午前 9 時から午後 9 時

○文部科学省

・原子力損害賠償紛争解決センター http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuh/baisho/1310412.htm

電話番号：0120-377-155

受付時間：平日午前 10 時から午後 5 時

2 会員の当該業務への取り組み

震災に加え、市民生活において予期し得なかった原発事故により被害を受けた方々が依頼者となります。行政書士業務としては権利義務関係業務に該当します。しかし、行政書士の社会的使命を踏まえると、このような案件に対しては、社会貢献を第一義に考え対応すべき性格の業務です。そのためには、会員に対して、次の点に配慮するよう指導方よりお願いいたします。

- 1) 当該業務を会員がホームページ等において広告する場合は、節度ある告知内容とすること。
- 2) 当該業務の報酬は、節度あるものとすること。
- 3) 依頼者は展望の見えない事態に心身ともに疲労しているので、誠実に耳を傾け、依頼者とトラブルを起こさないように留意すること。
- 4) ADR の利用が適切な案件や訴訟に発展する事案もあり、それを踏まえ相談に応じ業務を行うとともに、適切な関係機関の紹介に配慮すること。
- 5) 不正請求に加担しないよう留意すること。
- 6) 第三者からの請求については、本人の意思確認を十分に行うこと。
- 7) 東京電力の手引きは、今後、適時更新されることが想定されることから、ホームページ等から常時、最新情報を入手して業務に応じること。
- 8) 以上のことに留意して、行政書士の社会的信用を落とさないこと。

【別添資料】

- ・資料 1：「原子力損害の被害者による損害賠償の請求・申立に対する支援について」原子力損害賠償支援機構の報道発表
- ・資料 2：「原発賠償請求で国が支援チーム 被災地巡回、首相が表明」平成 23 年 10 月 19 日 日本経済新聞朝刊記事
- ・資料 3：「福島県から県外への避難状況」福島県発表

【報道発表】

原子力損害の被害者による
損害賠償の請求・申立てに対する支援について

平成23年10月18日

原子力損害賠償支援機構

東京電力の福島原子力発電所事故により生じた損害に関して、賠償手続が進められていますが、被害者の方々の多くは損害賠償の請求・申立てにおいて様々な困難に直面しておられます。

原子力損害賠償支援機構（以下、「機構」という。）は、原子力損害の賠償が迅速かつ適切に実施されることを目的として設立された法人であり、東京電力に対する損害賠償の請求・申立てに関して、被害者の方々に寄り添い「親身親切」に相談に応じ、必要な助言と情報提供を行うべく、関係諸団体、省庁と連携しつつ以下の取組みを実施することと致しました。

1. 専門家チームによる巡回相談の実施

日本弁護士連合会、日本行政書士会連合会と協力し、弁護士、行政書士の専門家からなる約100名で構成される「訪問相談チーム」（1チーム：5名を基本）が、福島県内の仮設住宅を始めとする避難先等を巡回し、被害住民の方々を対象として、損害賠償の請求・申立てに関する無料の説明会と対面による個別相談を、10月31日（月）から、土日祝日も含め実施する予定です。年内には、ほとんどの被害者の方々とアクセスできるように各チームを集中的に展開します。

2. 電話相談等の実施

東京の機構本部においても、行政書士等による被害者の方々からの損害賠償の請求・申立てに関する電話による無料の情報提供を、10月31日（月）から、土日祝日を含めて実施するほか、弁護士による対面相談を週2回実施する予定です。

3. 福島事務所（郡山事務所）の設置

福島県郡山市に福島事務所を設置し、「訪問相談チーム」の総合調整を行う拠点とするとともに、弁護士及び行政書士の専門家による損害賠償の請求・申立てに関する無料の対面による個別相談を11月中に開始できるよう現在準備を進めています。

問い合わせ先
機構 円滑化グループ
保住、林、桑田、吉田
03 - 5575 - 3813

2011年10月19日（朝刊） 日本経済新聞

原発賠償請求で
国が支援チーム
被災地巡回、首相が表明
野田佳彦首相は18日、
東京電力福島第1原子力
発電所事故の賠償請求手
続きを支援するため、原

子力損害賠償支援機構の
もとに「訪問チーム」を
つくと発表した。弁護
士、行政書士と地元市町
村の職員で構成し、被災
地を巡回する。申請手続
きがわかりにくいとの批
判を受けた措置だ。

23. 10. 17(月)

県災害対策本部県外避難者支援チーム
(塩見 藤田) 024-523-4250

福島県から県外への避難状況

調査時点: 平成23年10月6日(木)

復興対策本部からのデータ提供: 平成23年10月13日(木)

地方名	都道府県	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、 民間、病院含む)	合計
北海道	北海道		5	503	1,320	1,828
東北	青森			380	291	671
	岩手		15	300	184	499
	宮城	50	8	804	597	1,459
	秋田	4	125	419	603	1,151
	山形	19	212	516	11,069	11,816
	福島					
関東	茨城	20	74	626	2,067	2,787
	栃木		61	925	1,577	2,563
	群馬		80	299	1,585	1,964
	埼玉	747	9		4,063	4,819
	千葉			3,197		3,197
	東京	6	320	1,396	4,544	6,266
	神奈川				1,203	1,203
中部	新潟		15	565	5,669	6,249
	富山			62	299	361
	石川		1	61	345	407
	福井		6	71	346	423
	山梨		18	274	485	777
	長野		7	163	790	960
	岐阜			116	165	281
	静岡		170	233	583	986
	愛知			149	681	830
近畿	三重			27	91	118
	滋賀			154	102	256
	京都			134	620	754
	大阪			138	733	871
	兵庫			208	347	555
	奈良			31	54	85
	和歌山			22	49	71
中国	鳥取			19	94	113
	島根			12	112	124
	岡山			78	169	247
	広島			100	196	296
	山口			34	58	92
四国	徳島			17	65	82
	香川			12	31	43
	愛媛			73	81	154
	高知			26	34	60
九州	福岡			90	249	339
	佐賀			10	139	149
	長崎			35	82	117
	熊本			41	50	91
	大分			43	160	203
	宮崎			60	59	119
	鹿児島			45	98	143
沖縄	沖縄		34	36	438	508
合計		846	1,160	12,504	42,577	57,087

※東日本大震災復興対策本部「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

※岩手県及び宮城県の避難者数は、10月6日現在で両県から当県に対して提供のあった全国避難者情報システムの人数を計上。